

## 企画趣旨

潮見佳男

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との法務大臣による諮問を受けて、平成21年（2009年）11月に法制審議会民法（債権関係）部会が発足して以降、同部会での審議は5年目に入った。この間、同部会は、第1読会（第1ラウンド）での審議を経て、平成23年（2011年）4月に、「中間的な論点整理」を公表し、これをパブリック・コメントに付した。その後、同部会は、第2読会（第2ラウンド）での審議を経て、平成25年（2013年）2月に、「中間試案」を承認し、これをパブリック・コメントに付した。そして、同部会は、現在、第3読会（第3ラウンド）として、要綱案の決定に向けた詰め作業をおこなっている。このまま進むと、平成26年（2014年）7月頃に「要綱仮案」を決定し、これをもとに関係法令等との調整を経た後、平成27年（2015年）2月頃には「要綱案」を決定し、法制審議会から法務大臣への「要綱」の答申がされ、同年の通常国会での改正が目指される。

同部会での審議および「中間的な論点整理」・「中間試案」をめぐることは、多数の論説が公表されている。そこには、それぞれの段階での提案や議論に対する賛否の意見表明を主要な目的とするもの、概要の説明に重きを置いた啓発的なもの、従前の学説との相違点を強調するもの、予想される実務への影響に注目をしたものなど、さまざまなものがある。

もっとも、立法に向けた部会審議も最終段階ともなれば、理論的・体系的な一貫性や連続性を意

識した議論よりも、対立する主張の間の最終的な調整に向けた議論、実務への波及度を強く意識した議論、さらには法制用語的な観点からの具体的な立案可能性を意識した議論に重きを置く傾向が強まる。また、改正法に採用することが断念された制度・準則等に関しては、今後の理論と実務にとって重要な課題であるにもかかわらず、議論の主題から消え去ることもある。

このような状況を目のあたりにして、本特集は、民法理論の発展と継承という観点から今回の債権法改正作業と向き合うことで「中間試案」の内容を確認し、その内容と判例・学説との関係ないし距離を見極めることを通して、「中間試案」さらにはそこから落とされた重要な規律課題の基礎にある考え方を、理論面から学理的に究明することを目的として企画されたものである（原稿依頼は「中間試案」を対象としてのものであるが、脱稿までに第3読会で「素案」が公表されているテーマについては、論旨展開上の必要に応じて「素案」に言及することを排除したものではない。おおよその基準時は、平成25年〔2013年〕11月末である）。もっとも、限られた紙幅の中で企画としての一貫性を保つため、取り扱う対象は、まさに今回の改正審議の核心にある「契約法理」の現代化に係る重要かつ基本的な項目に絞っている（「法律行為通則に関する改正の現況と課題」と「約款」に関しては、複数の課題を1項目として扱ってもらったため、他の項目よりも分量が多くなっている）。

執筆者各位には、企画の趣旨に賛同し、充実した内容の論説を作成していただいたことに対し、企画立案者として感謝を申し上げる次第である。

（しおみ・よしお 京都大学教授）